

第11章 有職社会人学生の特性を踏まえた対策

1 本学学生の特性と特別な配慮の必要性

本学の入学選抜は、「高い資質を有し、志高く、熱意ある社会人を迎える」とのアドミッション・ポリシーを適切に実現する形で実施されており、合格者の殆どが多様な知識や実務経験を有する現役の社会人（有職社会人学生）となっている（第6章表4）。また、その職種も、会社員、公務員、医師、教員、弁理士等様々である（第6章表2-3-2）。

このように本学学生の大半は昼間に定職を持つため、出張等によるやむことを得ざる通学不能日の発生や学外での複数学生による共同学修時間の確保困難など、学修面において、夜間社会人学生という特性に基づく大きな時間的ハンデを負っている。

そこで本学では、こうした有職社会人学生に特有のハンデを少しでも解消していくために、学生の学修支援等にあたって、専攻学生を中心とする他の法科大学院とは異なる特別な配慮を行うことが要請されている。

2 正課カリキュラム編成上の工夫（第2章参照）

当専攻では、可処分時間の少ない有職社会人の、しかも、いわゆる純粋未修者にとって、より無理なく学びやすいものとするを旨とし、平成26年度より、カリキュラムが一新されている。具体的には、従来法学未修者1年次対象とされていた「行政法Ⅰ」、「商法Ⅰ」、「商法Ⅱ」、「法曹倫理Ⅰ」が、同2年次対象とされた。さらに、条文や判例の読み方といった法学学修上の基礎技法を純粋未修者に早期に修得させ、無理なく法学学修に導入するため、「法学入門」が新設された。また、平成27年度からは、純粋未修者に法的思考力・分析力・起案力を修得させるため、「法学基礎ゼミ」が新設され、さらに平成29年度からは「基礎ゼミⅠ～Ⅲ」（各1単位、計3単位で、Ⅰは民法、Ⅱは憲法・刑法、Ⅲは両訴訟法）を配置する。なお、これらの科目の新設は、文部科学省「法科大学院公的支援見直し加算プログラム」に提案した取組（取組名「時間的ハンディキャップのある有職社会人に向けた未修者フォローアップ・プログラム」）の一部である。

また、時間的制約の大きい有職社会人学生が実務に触れる機会を確保するため、当専攻の授業が行われている教室と同じフロアに法律事務所が併設されており、フレックスタイム制の「リーガルクリニック」（2年／3年次対象）が実施されている。学生は、年度当初に行われるガイダンスに出席する以外は、担当教員との協議の上で、設定した各自の受講目標に従い、(1)で上述した「日程管理システム」を利用して、Web上から指導弁護士の日程（法律相談、打合せ、弁論期日等）を確認し、自己の日程と調整を図りながら、研修を行っている。

さらに当専攻では、現役の有職社会人に対し広く法曹への門戸を開くという理念を具体化するため、長期履修制度を設けている。これは、職業上の都合により、標準修業年限（法学未修者にあっては3年）では修了が困難と見込まれる場合には、学生からの申請に基づ

いて、4年間の長期履修を認めるもので、長期履修学生の場合、次年次への進級要件単位数や1年度あたりの授業料が、標準修業年限で修了する場合よりも低く設定されており、有職社会人学生に対し、無理なく修学を続けることができる環境を提供しようとするものである。さらに平成25年度末より、各年度末の段階で在学1年未満（休学期間を除く。）の標準修業年限の在学学生、及び法学既修者コース入学者に対しても長期履修制度選択への門戸を広げている。法学既修者が長期履修制度を利用する場合、4年間のうち最初の1年次を在学したものとみなされ、残り3年間で修学することとなっている。

夜間開講という当専攻の特性上、一般の昼間開講の法科大学院と比較し、必然的に開講時間帯と開講コマ数が制約されてしまう。この結果、同一コマ上に複数の選択科目を開講せざるを得ない状況等が生じ、必ずしも学生の履修希望に添えないケースも皆無ではないが、履修希望の多い科目をできる限り重複させない時間割を組むなどの工夫をしている。

3 学修支援上の対策（第1章及び第7章）

本学では、夜間社会人学生特有の時間的ハンデ解消に対する対策の1つとして、平成17年度の「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に申請し、採用された。これは、本学が有する高速インターネット通信に対する豊富な物的、人的インフラを最大限に活用することによって、有職の夜間社会人学生のための実践的学修支援システム（高速ネットによるリーガルクリニック支援システムと学外学修補助システム）の開発を目的としたものであり、これにより、授業の録画とストリーミング配信システムやリーガルクリニック用日程管理システムが稼働している。そこで、有職の社会人学生は、職場や自宅等のパソコンから当専攻ウェブサイトの学内者専用ページにアクセスすれば、録画授業の視聴ができ、学生の復習の便宜が図られている。また、インターネットを通じた受講のための環境も整えられており、ITを用いた情報検索システム、当専攻ウェブサイト掲示板による情報アクセスと相俟って、時間の限られた有職社会人学生への学修支援となっている。

有職社会人学生の通学を可能とするため、当専攻の開講時間は、原則として月曜日から金曜日の夕刻（18：20～21：00）及び土曜日（10：20～17：50）となっている。

また、出張等で通学が困難な学生が、出張先から授業に参加することを可能にするため、平成28年度より、インターネットを通じて受講することで授業の出席が認められる制度が開始された。この制度は、文部科学省「法科大学院公的支援見直し加算プログラム」に提案した取組（取組名「場所的・時間的障害を解消するための多様なICTを利用した授業の開発と実践」）の一部であるが、この制度によって、有職社会人に対する修学の機会が拡張され、仕事との両立が実現されると共に、多様なバックグラウンドを有する人材の受入れにも資するものとなっている。

さらに当専攻では第7章で詳述したように、「時間的ハンディキャップのある有職社会人学生に向けた未修者フォローアップ・プログラム」に含まれる5つのプログラムを有機的に組み合わせつつ実施し、一人ひとりの習熟度に配慮したきめ細かい未修者教育を推進し

ている。

当専攻では、正課授業の補助的な指導・助言を行うことを趣旨として、チューターゼミが開講されている（第 7 章）。当専攻では、法律学を学修した経験のない社会人学生が多いことから、基礎的な知識の補充が必要とされる場合が多く、同年代のチューターから初歩的な問題でも少人数で親しく質問することができるため、また、特に当専攻を修了したチューターは、有職社会人が法科大学院生として修学する際の苦労を実体験しているため、当専攻学生からの評価は高い。なお、このチューターゼミ制度は、平成 28 年度より、受講生の習熟度別に「初学者コース」と「中級者コース」に分けられ、受講生にとってより効果的な学修に資するよう改編されたが、ここでも、有職社会人向けに、ICT が活用されており、ゼミで使用された資料のアップロード・閲覧・ダウンロードやゼミ主宰者とゼミ生との間の質疑応答やゼミ生間の議論が行える「ゼミ・サポートシステム」が平成 28 年度より利用されている。

4 その他の対策（第 7 章）

有職社会人学生が通学時間のロスを最小限に抑えつつ、必要な情報を適時に取得することができるようにするために、本学ではウェブサイトの学内者専用ページのコンテンツの充実を図っている。

具体的には、時間的ハンデのある有職社会人学生が、適時に、かつ、効率的に学修用教材を取得することができるように、多くの科目において、該当講義日の 1 週間前には、教材や講義資料を本学ウェブサイトの学内者専用ページからダウンロードできるようになっている。これによって、学生は自宅等から適宜教材をダウンロードして、十分な事前学修を行うことができるとともに、受講科目のない日に教材の取得のためだけに通学するといった時間的なロスを回避することができるようになっている。さらに、時間割、集中講義日程、定期試験日程等、各種の学生生活上の基本情報を、学内者専用ページの「教務関係事項」、「事務室からの掲示」等の中で掲示している。

さらに当専攻では、就学を続けることが困難な学生がいったん退学した後、再入学できる制度も設けている（第 6 章 2 (1)）。この制度を利用した場合、再入学後の在学及び休学年限は、5 年および 3 年から、退学前に費消した期間を差し引いた期間となる。

[特長]

- ・夜間社会人学生用実践的学修支援システムの開発や I C T を活用した新たな取組を始めとして、本学のインフラ上の大きな利点の 1 つである高速インターネット通信網を最大限に活用する等、夜間社会人学生特有の時間的ハンデ解消のための対策に取り組んでいる。
- ・学生が自習室を 24 時間使用可能とするによって、時間的ハンデの大きい有職社会人学生が任意の空き時間を活用して自習できる環境を提供している。

[課題]

- ・ I C T の活用および「時間的ハンディキャップのある有職社会人に向けた未修者フォローアップ・プログラム」につき、第 7 章末尾 [課題] に記した通り。